

(表)

様式第1号(第4条関係)

本人通知制度登録申請書

年 月 日

豊能町長様

申請者	住所	〒 ー
	氏名	
	連絡先	TEL
申請者の区分	1. 本人 2. 法定代理人 3. 代理人	

豊能町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱第4条の規定に基づき次のとおり登録を申請します。

登録者の氏名 (住民票の写し等に記載のある者)	フリガナ	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日
住所	豊能町 番地	世帯主	
本籍	豊能町 番地	筆頭者	
連絡先	TEL		

法定代理人が申請する場合は、次の欄に記入してください。

法定代理人の区分	1. 未成年者の法定代理人 2. 成年被後見人の法定相続人		
氏名	フリガナ		
住所	〒 ー		
連絡先	TEL		

注1) 裏面をよくお読みください。

注2) 各欄に必要事項を記入し、該当するものに○印をつけてください。

注3) 次の書類を提出し、又は提示してください。

- ・あなたが本人であることを証明する書類(個人番号カード、旅券、運転免許証等)
- ・あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類(戸籍謄本等)
- ・あなたがこの申請に係る代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類(委任状等)

注4) 登録者名簿への登録日は、申請受付日の翌日となり、登録期間は無期限(要綱第8条の該当者除く)です。※次の欄は、記入しないでください。

受付	事前登録	本人等の確認書類		備考
		<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 個人番号カード	
		<input type="checkbox"/> 法定代理人	<input type="checkbox"/> 旅券	
		<input type="checkbox"/> 代理人	<input type="checkbox"/> 運転免許証	
			<input type="checkbox"/> その他	
登録期間	年 月 日 から			

(裏)

本人通知制度について

1. 本人通知制度は、住民票の写し等(※1)を、第三者(※2)に交付した場合において、事前に登録した者に対し、その交付の事実を通知する制度です。
2. 前項の通知では、「住民票の写し等交付通知書」により、次の事項をお知らせします。
 - ・住民票の写し等の交付年月日
 - ・交付した住民票の写し等の種別及び通数(件数)
 - ・住民票の写し等の交付を申請した第三者の種別(本人等の代理人、本人等以外の者)
3. 疾病その他やむを得ない理由により、自ら手続きをすることができない場合は、代理人により登録の申請をすることができます。
4. 郵便等(郵便又は信書便)による登録の申請は、次のいずれかに該当する場合にすることができます。
 - ・登録を希望する者が疾病等により直接申請をすることができない場合
 - ・他の市町村に居住している場合
5. 転出又は転居等により登録した内容に変更が生じた場合や、登録を廃止しようとする場合、届け出が必要です。変更の届け出がない場合は、通知できませんのでご注意ください。
6. 登録者が、死亡、居住不明、国外転出等により住民票が削除されたとき、登録を廃止します。
7. 登録期間は無期限(要綱第8条該当者除く)です。
8. この制度により、第三者の氏名、住所等をお知らせすることはできません。
また、本人等(※3)、国または地方公共団体の機関の請求による場合は、通知しません。

※1 「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいいます。

- ・住民票(除票を含む。)の写し
- ・住民票記載事項証明書
- ・戸籍の附票の写し(除票を含む)
- ・戸籍謄本又は抄本(全部事項証明書又は一部事項証明書)
- ・戸籍記載事項証明書(除籍を含む)
- ・除籍謄本又は抄本(除籍全部事項証明書又は除籍一部事項証明書)
- ・原戸籍謄本又は抄本

※2 「第三者」とは、次に掲げるものをいいます。

- ・本人等から委任された代理人
- ・自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票等の写し等の記載事項を確認する必要がある者
- ・国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者
- ・八業種(弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士)

※3 「本人等」とは、次に掲げるものをいいます。

- ・住民票関係 ……本人・本人と同一世帯に属する者
- ・戸籍・戸籍の附票関係 ……本人・本人の戸籍等に記載(記録)されている者、その配偶者・直系尊属・直系卑属